

8－(2) 特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等

区分(則第4条)	No.(令第1条の号数)	特定有害物質の種類 (令第1条)	区域の指定に係る基準 (法第6条1項)		土壌汚染の除去基準
			地下水基準 (則第7条第1項, 別表第1)	土壌含有量の指定基準 (則第31条第2項, 別表第4)	第2溶出量基準 (則第9条第1項第2号, 別表第2); 土壌の処理方法 関連の基準
			土壌溶出量の指定基準※ (則第31条第1項, 別表第3) (mg/L以下であること)	(mg/kg以下であること)	(mg/L以下であること)
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	6	四塩化炭素	0.002	－	0.02
	7	1,2-ジクロロエタン	0.004	－	0.04
	8	1,1-ジクロロエチレン	0.02	－	0.2
	9	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	－	0.4
	10	1,3-ジクロロプロペン	0.002	－	0.02
	11	ジクロロメタン	0.02	－	0.2
	14	テトラクロロエチレン (No.8, 9, 18を含む: 則第1条)	0.01	－	0.1
	16	1,1,1-トリクロロエタン (No.8を含む: 則第1条)	1	－	3
	17	1,1,2-トリクロロエタン (No.7, 8, 9を含む: 則第1条)	0.006	－	0.06
	18	トリクロロエチレン (No.8, 9を含む: 則第1条)	0.03	－	0.3
	22	ベンゼン	0.01	－	0.1
第二種 特定有害物質 (重金属等)	1	カドミウム及びその化合物	Cd : 0.01	Cd : 150	Cd : 0.3
	2	六価クロム化合物	Cr ⁶⁺ : 0.05	Cr ⁶⁺ : 250	Cr ⁶⁺ : 1.5
	4	シアン化合物	CN : 不検出	遊離シアン : 50	CN : 1
	12	水銀及びその化合物	Hg : 0.0005 (アルキル水銀; 不検出)	Hg : 15 (-)	Hg : 0.005 (アルキル水銀; 不検出)
	13	セレン及びその化合物	Se : 0.01	Se : 150	Se : 0.3
	19	鉛及びその化合物	Pb : 0.01	Pb : 150	Pb : 0.3
	20	砒素及びその化合物	As : 0.01	As : 150	As : 0.3
	21	ふっ素及びその化合物	F : 0.8	F : 4000	F : 24
	23	ほう素及びその化合物	B : 1	B : 4000	B : 30
第三種 特定有害物質 (農薬等) 5物質	3	シマジン又はC A T	0.003	－	0.03
	5	チオベンカルブ 又はベンチオカーブ	0.02	－	0.2
	15	チウラム又はチラム	0.006	－	0.06
	24	ポリ塩化ビフェニル(P C B)	不検出	－	0.003
	25	有機りん化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン, E P Nに限る)	不検出	－	1

合計25物質

直接摂取によるリスク	重金属等	9物質
地下水等の摂取によるリスク	揮発性有機化合物等	25物質

参考

- ※ 区域の指定に係る基準のうち土壌溶出量の指定基準は「環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準」と同じ。
(ただし, 農作物の生育等の観点からのみ基準が定められている銅を除く)